

議案第 4 3 号

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新座市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 1 4 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 2 [略]</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第 4 2 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 3 5 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第 1 4 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条の規定により保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 2 [略]</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第 4 2 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 3 5 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。